

インターネット支店取引規定 新旧対照表

赤字下線変更箇所

改定前	改定後
第2条 取引の開始	第2条 取引の開始
2. 当店の普通預金口座を開設する場合は、キャッシュカードの発行、ぐんぎんIDのユーザー登録の申込、 <u>ならびにインターネットバンキングの利用登録およびメールアドレスの登録が必須となります。</u>	2. 当店の普通預金口座を開設する場合は、キャッシュカードの発行、ぐんぎんIDのユーザー登録の申込 <u>が必須となります。</u>
第3条 印鑑	第3条 印鑑
1. <u>普通預金、定期預金および外貨預金の口座開設</u> にあたっては、印鑑の届け出は不要です。ただし、口座振替などの取引を開始する際には、印鑑の届け出が必要です。	1. <u>口座開設</u> にあたっては、印鑑の届け出は不要です。ただし、口座振替などの取引を開始する際には、印鑑の届け出が必要です。
第10条 外貨預金	第10条 外貨預金
3. 当店で開設した口座は、 <u>自動的にインターネットバンキングに登録され、同サービスを通じてのみ取扱いいたします。また、印鑑の届け出は不要です。</u>	3. 当店で開設した口座は、 <u>インターネットバンキング</u> を通じてのみ取扱いいたします。
第11条 投資信託	第11条 投資信託
<u>3. 当店で開設した証券口座は、自動的にインターネットバンキングに登録されます。</u>	<u>削除</u>
第17条 当店取引の解約等	第17条 当店取引の解約等
2. お客さまが、当店の普通預金口座を解約する場合には、同時に当店のその他全ての取引が解約となるものとし、お客さまは当行所定の書面に署名捺印のうえ本人確認書類を添えて、当店へ提出するものとします。 <u>なお、当店の普通預金口座を残したまま、インターネットバンキングサービス契約のみを解約することはできません。また、諸手数料等に未払いがある場合等は、即時に解約できないことがあります。</u> キャッシュカードについては、お客さまの責任において破棄してください。	2. お客さまが、当店の普通預金口座を解約する場合には、同時に当店のその他全ての取引が解約となるものとし、お客さまは当行所定の書面に署名捺印のうえ本人確認書類を添えて、当店へ提出するものとします。 <u>なお、諸手数料等に未払いがある場合等は、即時に解約できないことがあります。</u> キャッシュカードについては、お客さまの責任において破棄してください。